

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会

② 評価調査者研修修了番号

SK18274 14-a0026

③ 施設の情報

名称： 社会福祉法人 福岡育児院		種別： 児童養護施設
代表者氏名： 蓑原 朋子		定員（利用人数）： 67名（47名）
所在地： 812-0063 福岡市東区原田2丁目11番13号		
TEL： 092-621-2241		ホームページ： //www.ikujiin.com/
【施設の概要】		
開設年月日 昭和43年10月14日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 福岡育児院		
職員数	常勤職員： 35人	非常勤職員 12人
有資格 職員数	保育士 21人 心理士 2人	
	栄養士 1人 調理員 6人	
	児童指導員 11人	
施設・設備 の概要	居室20・学習室 2・保育室1	食堂厨房 1・会議室他8
	心理療法室 1 ・トイレ 6	医務室 1 ・プレイルーム 1

④ 理念・基本方針

<p>理念</p> <p>こどもたちが「福岡育児院で育てられて良かった」と思える施設づくり</p> <p>基本方針</p> <p>一、入所児童の権利擁護を基本理念として、こどもを中心に据えた養育の充実と治療的なケアも含め、ひとりのこどもに全職員で向き合い、社会的自立にいたるまでの援助・支援を行う</p> <p>一、基本的な生活習慣や節度ある態度の涵養と、自らを認める自尊感情や物事への感謝等人間関係の基礎を培う。</p> <p>一、学習に励み、勤労を学び、困難にくじけない忍耐力とお互いに協力する精神を育てる。</p> <p>一、創意工夫する態度を身につけ、自主的に又、合理的に物事を判断する力を養う。</p> <p>一、身の回りの清潔に対する関心を高め、健康に留意する等の衛生観念を養うとともに、美しいものを愛し、豊かな心を育てる。</p>
--

⑤施設の特徴的な取組

- 大学・短大等進学者への支援の充実。施設独自の支援金制度（福岡育児院後援会・那の津LC基金）により、返済義務無しで支給される。
- 人員配置の充実。特に一時保護・ショートステイ部については、最低基準以上の人員を配置し、よりこまやかな支援ができるため、基本的な生活習慣を培うだけでなく、愛着形成と自尊心の増進を図ることが出来るよう取り組んでいる。
- 児童養護施設を取り巻く環境や経営状況についての分析・検証を行い、その対応策を検討し、利用者数・利用者像等について、施設が位置する地域での特徴や変化を把握するよう努めている。
- 施設内研修や外部からの講師による研修を積極的に取り組んでいる。また、外部研修後の職員会議の中で研修報告やロールプレイなどを行い、職員間での研修内容の共有化を図っている。
- 研修については、コロナウィルスの影響もあり、外部研修の開催が減少したため、院内でのリモート会議を取り入れ、数多く実施できている。
- 職員への福利厚生として、年2回の健康診断の実施、マスクやウィルス予防グッズの支給、インフルエンザ予防接種費用の補助等を行っている。
- 介護休暇や育産休、職員の私事による勤務の振り替え、長期休暇取得の推奨等、職員の希望の聴取等をもとに柔軟性を持たせた働きやすい職場づくりに向けた取組を進めている。
- 働きやすい仕組みづくりの促進のために、相談窓口として社労士に相談できる体制をとっている。
- 地域と施設の相互交流を促進するために、地域の体育協会に職員が参加し、企画・運営に協力している。また、地域行事には、子ども達が校区運動会、夏祭り、歩こう会、文化祭等の地域行事へ参加している。
- 地域の小・中学校との連携を図るため、年に1度学校の先生を招いて、交流会が行われている。
- 職員は日頃の子どものとのかかわり方を振り返るために自己チェックを行い、部内で月2回程度話し合いを持って、養育・支援の向上に活かされている。
- 担当部署以外の職員による全児童への聞き取り調査を月に1回、施設長が直接処遇者へ月に1回直接聴き取り調査を行い、権利侵害の防止と早期発見するための取組を行っている。
- 権利侵害の防止・子どもの思想・信教の自由について、年に1度、全児童へ「権利ノート」に則って、説明と聞き取り調査が行われている。その内容については、児相と施設で会議の場を持ち、施設にフィードバックが行われ、検討会を開催している。
- 職員の外部研修への参加を進めている。また、大学教員をスーパーバイザーとしたケース検討会を2カ月に1度、開催している。
- 意見箱を各所に配置し、意見があった場合は、施設長が直接確認し、児童や職員と検証し改善する取組を行い、自由に意見が言えるような配慮を行っている。
- 施設内研修において外部講師を招いて、子どもが問題行動を起こす背景や原因を十分に踏まえたうえで事例検討会を行うことにより、子どもの内面の理解、また、その対応の方法等を学び、対応の強化を図っている。
- 施設内の死角となる場所の見回りや、職員間の情報共有で問題が発生しないように、日常業務において配慮しながら予防に努めている。
- 問題が発生した場合は迅速に対応が取れるように、ケースの振り返りや現状分析が行われる体制を整えている。また、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携し、一時的に分離を行って養育・支援するなどの対応を行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2 年 6 月 3 0 日（契約日）～ 令和 2 年 1 1 月 1 3 日（評価確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 2 9 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

○地域、諸団体との交流と福岡育児院に対する支援体制の充実

- ・ 地域の体育協会に職員が参加し、企画運営に協力している。また、子ども達が校区運動会、夏祭り、歩こう会、文化祭等の地域行事に積極的に参加している。つばさ少年少女合唱団（市内3施設の子どもたちが集まって月2回練習）、ピアノ、歌の生演奏の鑑賞、子ども絵画コンクールへの参加、福岡市児童福祉施設球技大会（野球、バレーボール）に参加する等、文化芸術活動、スポーツ活動が盛んである。全日本司厨士協会バイキング食事会や焼き肉招待、博多食文化の会食事招待や福岡西ローターアクトクラブ、福岡那の津ライオンズクラブとの交流会等が行われ、毎年感謝の気持ちを込めて院内クリスマス会を開催し交流を深めている。また、福岡育児院後援会（平成15年4月発足）、那の津LC基金から、学費や就職時に必要な免許取得費用の支援がある。

○子どもの満足の向上を目的とした取り組み、権利侵害の防止と早期発見に向けた取り組み

- ・ 意見箱を設置し、週1回子ども集会を実施している。月1回、担当部署以外の職員による全児童への聴き取り調査を行う等、子ども達が自分の思いや意見を表すことのできる機会を多く設けている。また、全児童に「権利ノート」を配布して説明と聴き取り調査を行い、月1回、施設長による直接処遇者への聴き取り調査の実施など、権利侵害の防止と早期発見に取り組んでいる。

○職員の育成への取り組み

- ・ 内・外部研修を積極的に受講し、大学教員をスーパーバイザーとして招き、ケース検討会を2ヶ月毎に開催している。また、今年度から、人事考課シートを使用した評価に取り組み、職員一人ひとりが目標を掲げ、向上心を持って働くことが出来るよう、環境整備に取り組んでいる。

○運営の透明性

- ・ 外部の公認会計士による財務諸表のチェック、事業報告、第三者評価結果の公開、苦情委員会の第三者委員の氏名、連絡先の公示、苦情解決結果の公開など、運営の透明性が図られている。

◇改善を求められる点

○小規模化、地域分散化が進む中での各施設間の交流と連携

- ・ 地域小規模養護施設「ポラリス」「アイリス」の職員も含め、各部署の情報と養育、支援の標準的な実施方法、災害対策、不審者対応等の共有を図り、チームワークの強化を目指す取り組みを期待したい。

○医療面での安心できる環境作り

- ・ 慢性疾患のある子どもが多く（服薬の支援もある）、看護師の配置がない為、医療や薬、健康に関する知識を学ぶ機会を多く設け、職員一人ひとりのスキルを上げる取り組みを期待したい。

○退所後のフォローアップの充実と卒院生の組織化

- ・ 退所後も、個々に相談に応じたり電話で連絡を取っているが、定期的な声掛けや同窓会の開催等、退所してからの関係継続に向けた取り組みを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価の受審は今回で4度目となりますが、前回の受審から改善した点を評価していただき嬉しく思います。

地域小規模との連携をはじめ、今回ご指摘いただいた点に関して真摯に受け止め、職員と共に改善に努めてまいります。

今後は、施設の高機能化、多機能化、小規模かつ地域分散化を図るとともに、全体の専門性の向上に努めてまいります。

⑨第三者評価結果別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 理念・基本方針を見やすい場所に掲示し、パンフレット、広報誌、ホームページにも掲載して、保護者の理解に繋げている。毎月の会議の中で理念の意義や目的を話し合い、職員一人ひとりが理解出来る取り組みを行っている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> 施設長は、事業所の利用状況、経営状況を分析し内容の把握に努め、施設経営の安定性や将来展望を視野に入れた対応を行っている。外部の研修会に施設長が参加し、福祉事業の情報収集に取り組んでいる。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> 事業所の経営環境、経営状況を把握し、課題について役員会や理事会で報告している。また、職員会議の中で内容を説明し理解を得て、事業の小規模化、地域分散化に取り組んでいる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント> 理念や基本方針を基に、中・長期計画を策定し、社会的養育ビジョンを検討して、地域分散化、小規模化に取り組み、数値目標や具体的な取り組みを設定している。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント> 単年度の計画は、中・長期計画の中から、数値や目標の設定が、具体的な内容になる様に策定し、小規模施設の個室化を目指して実施状況の評価に取り組んでいる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント> 職員の意見を集約して事業計画を策定し、定期的の実施状況の確認を行い、その結果を踏まえて事業計画の見直しが、その都度行われている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント> 事業計画を児童集会で子ども達に説明している。保護者に対しての説明が出来ていないので、文書で配布を検討している。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント> 外部研修会に職員が交代で参加し、内部研修の中で報告を行い、職員間で知識の共有に取り組んでいる。毎年1回職員の自己評価を実施し、施設長は、職員と個人面談を行い職員の悩みや心配事の相談を受けている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント> 評価結果の内容を分析し、課題や改善点を職員間で共有し、職員一人ひとりが、事業運営や業務改善に取り組んでいる。定期的の実施状況を確認し、課題解決に向けた取り組みが行われている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント> 施設長は事業所全体の責任と、自覚をもって経営管理に取り組み、施設長の役割と職務分掌を職員全員に説明し理解を得ている。災害や事故等の有事における責任体制を明確にしている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント> 施設長は遵守すべき、倫理規定、就業規則、個人情報、コンプライアンス規定等を重視し、職員全員が理解出来るように具体的な事例を挙げて説明している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント> 事業所が実施している養育・支援内容を施設長が把握し、職員会議の中で課題解決に向けて話し合い、サービスの質の向上と質の確保を目指している。職員の意見や要望が業務に反映出来るように取り組んでいる。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント> 人事や財務、業務について施設長が把握し、指導力を発揮して職員の特技や能力を活用し、働きやすい職場環境を目指している。また、組織内改革や業務改善について意見交換を行ない、意見や要望の反映に取り組み、働きやすい職場環境である。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント> 一般的な募集活動の他に、就職説明会を実施して人材の確保に取り組んでいる。家庭支援専門相談員、心理士、保育士等の専門職員を配置している。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b

<p><コメント> 理念や基本方針に基づいた養育・支援の取り組みや考え方を、施設長が職員に説明し、総合的な人事管理に取り組んでいる。職員の処遇改善にも取り組み、職員が意欲的に働ける職場を目指している。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	b
<p><コメント> 職員の心身の健康と安全の確保、ワーク・ライフ・バランスに配慮して、働きやすい職場を目指している。サービス残業や休日出勤を少なくして、有給休暇も取りやすい勤務体制を整えている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 職員の経験や習熟度に合わせて一人ひとりが目標を設定し、施設長が職員との個人面談の中で、目標達成状況を確認している。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	b
<p><コメント> 求められる職員の在り方について、職員の教育や研修を実施し、専門資格の取得と合わせ、正規職員以外の職員も、研修や資格を取得することが出来る職場である。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	b
<p><コメント> 外部の研修会に職員の経験や習熟度に合わせて受講できる体制を整え、階層別、職種別、テーマ別の研修に参加し、職員一人ひとりの知識や技術の向上に取り組んでいる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
<p><コメント> 実習生の受け入れのマニュアルや守秘義務、オリエンテーションを明確化し、実習校と連携して、実習生に合わせたプログラムを用意している。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a
<p><コメント> ホームページや広報紙に事業所の特色ある実践状況、活動内容を公表し、運営の透明性を確保している。第三者評価結果をインターネットで公表している。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント> 事業所の事務、経理、取引等について、外部の専門家に相談し、内部監査の実施状況を公表し、運営の透明性を高めている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント> 子ども達と職員は地域の行事や活動に積極的に参加し、ホームの行事や活動にも地域の方に参加してもらい、地域福祉の拠点を目指している。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にして体制を確立している。	c
<p><コメント> ボランティア受入れのマニュアルを用意し、登録、申し込み手続きの書類や受入れ担当者を配置し、ボランティアの受入れが出来る体制を整えているが、現在は受入れを検討中である。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント> 福祉事務所、児童相談所、保健所、病院、学校、地域の他事業所等の社会資源とネットワークを有効に活用して、関係機関に問題提起し、解決に向けて取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント> 関係機関と連携を図りながら、地域福祉のニーズを把握し、地域の問題点には、積極的に関わり、ハイリスク家庭の支援に取り組んでいる。非常災害時に地域と防災協定を結び、相互協力体制を築いている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント> 地域の行事や活動に、準備段階から職員や子ども達が積極的に参加し、地域と一体となって行事を支え、地域から頼りにされている。また、第三者委員と虐待防止の意見交換を行っている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント> 毎月の職員会議の中で、被措置児童虐待防止マニュアルを読み合わせて職員が理解し、子ども一人ひとりを尊重した養育・支援に取り組んでいる。人権研修、身体拘束、虐待の研修を受講して、子どもの尊厳を守る支援に取り組んでいる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント> 子どものプライバシー確保について、職員会議の中で常に話し合い、子ども達にもプライバシーの大切さを説明している。居室は出来るだけ個室に近い環境整備に取り組み、鍵付きのロッカーを設置して、子どものプライバシー保護に配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント> パンフレットやホームページに事業所の特徴を分かり易く掲載し、見学時に生活の場を見てもらい、担当者が説明して子どもや保護者の安心に繋げている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント> 利用開始や変更時に子どもや保護者と話し合い、事業所が定めた様式(手順書、生活のしおり、同意書)を子どもや保護者に分かり易く説明し、子どもにとって最善の方法で養育・支援が行われるように努力している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント> 措置変更や家庭への移行が、スムーズに出来るように、行政や児童相談所と連携して支援に取り組み、措置変更や家庭への移行が、子どもの不利益にならないように配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント> 嗜好調査や子ども集会、月1回の個別の聴き取り等を行い、子ども達の思いや意向を職員が把握し、職員会議で検討して子どもの満足に繋がる養育・支援に取り組んでいる。</p>		

3-1-(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント> 苦情受付責任者や担当者名を掲示し、定期的に外部の第三者委員会と協議し、苦情解決の仕組みが組織として整っている。玄関に意見箱を設置し、子ども集会の中で意見や要望を把握して、苦情解決に向けた支援が行われている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント> 担当職員が子どもとコミュニケーションを取りながら、個別で話しが出来る部屋(心理療法室、相談室)を確保し、子ども達の意見や要望を聴き取り、相談し易い体制が整っている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント> 毎月聴き取りアンケートを実施し、子ども達の意見や要望を把握した担当者が、職員会議で報告して話し合い、速やかに解決できる体制が整っている。意見箱を玄関に設置し、子どもの意見や要望が出し易い環境整備に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント> 事故防止マニュアルや安全対策に取り組み、事故が発生した時の対応を職員間で常に話し合い、事故を未然に防ぐ体制を整えている。また、危険物の保管にも最善の注意を払い、数量や配備場所を定期的に確認している。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント> コロナウイルスや感染症等の予防と発生時の対応についてマニュアル化し、空き室を活用して、発生時には職員が一丸となって、素早く安全に対応できる体制を確立させている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント> 避難訓練を毎月実施し、事業所が浸水想定区域に指定されているので、地域や行政と常に連絡を取りながら、避難場所に子ども達が安全に避難出来る体制を整えている。非常時に備えて非常食・飲料水の備蓄を3日分用意している。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント> 養育・支援の実施方法が文書化され、職員全員で共有し、子ども一人ひとりに合わせた対応を実践している。子ども達の尊厳についても職員間で話し合っている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント> 養育・支援の実施状況を定期的に確認し、サービスの質について、自立支援計画書を基に職員間で検討し、現状に即した計画の見直しができる体制を整えている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント> 毎月担当者会議を開き、心理士や家庭支援専門相談員からの助言や関係者で養育の検討を行い、子ども一人ひとりに合わせた自立支援計画書を作成している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント> 自立支援計画の実施状況や目標達成状況を確認し、PDCAのサイクルで組織としての見直し体制を確立し、定期的に自立支援計画の見直しが行われている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント> 養育・支援の質の向上を目指し、実施状況や目標達成状況を確認し、職員間で意見交換して計画の見直しを検討し、サービスの質の向上に取り組んでいる。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント> 子どもの個人情報記録の保管、廃棄、情報の提供について、施設長から職員に常に説明があり、個人記録の管理と情報漏洩防止の徹底に取り組んでいる。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント> 権利擁護マニュアルを基に内部研修を行い職員が理解して、子ども一人ひとりが尊重され、子どもの最善の利益に配慮した養育・支援に取り組んでいる。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p><コメント> 子どもが自己の生き立ちについて、知りたいという気持ちを尊重し、子どもの発達状況や年齢に配慮して、伝える内容を関係者で慎重に検討しながら話している。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント> 子どもの日々の暮らしや、学習する機会を通して、子ども達の権利について理解出来るように説明し、自己や他者の権利が理解出来るように取り組んでいる。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント> 権利擁護と虐待防止についてスーパーバイザー指導の下で研修を行い、職員がレポートを提出し、不適切な関わり防止と早期発見に取り組んでいる。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
<p><コメント> 子どもと職員が触れ合う機会を設け、余暇活動に取り組み、自由時間には、ゲームや買い物に出かけ、金銭の管理や計画的な使い方を学んでいる。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント> 入所前に事業所見学や子どもと職員が面談し、体験入所を行い、子どもの不安軽減に努めている。家庭復帰については、家庭支援専門相談員を中心に、子どもや保護者と話し合いを重ね、アフターケアの支援も行っている。</p>		

A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント> 自立後の生活を想定してリービングケアに取り組み、退所後も家庭支援専門相談員を中心にアフターケアを行い、児童相談所や社会福祉協議会と連携して、子どもが社会生活にとけ込める支援体制を整えている。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p><コメント> 子どもの生育歴や生い立ちを心理士と職員が話し合って整理し、子どもの感情や言動を受け止め、子どもと一緒に課題解決に向き合っている。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント> 子どもが抱えている生理的欲求と心理的欲求が満たされる過程を大切にし、子どもと職員が信頼関係を築き、秩序ある範囲で子どもの意思を大切にしている。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント> 子どもの成長過程の中で、つまずきや失敗を経験し、それを乗り越えていく子どもの様子を、職員が信じて見守る体制を整えている。また、法定基準を上回る職員配置で、子ども一人ひとりの様子を把握して見守る体制を築いている。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント> 子どもの学びや遊びは、年齢や発達状況で異なるので、児童相談所や専門機関と協力して、可能なニーズに取り組み、子どもの学びや遊びの場を保証している。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p><コメント> 毎週子ども達との集会を行い、子どもと職員の関係性を基盤とし、社会常識や社会規範、生活技術を習得し、秩序ある生活環境を整え、子どもが責任ある行動がとれる支援に取り組んでいる。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント> 食事が美味しく食べられるように、嗜好調査や残食調査を行い、子ども同士や職員と談笑しながら楽しい食事風景である。年齢や個人差に合わせて食事が生活のリズムになる様に取り組んでいる。</p>		

A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント> 子どもの身だしなみに配慮し、衣服を通じて自己表現が出来るように支援し、職員の支援で、子どもが自分で衣服を購入できる取り組みを行っている。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p><コメント> 子どもを取り巻く住環境が整備され、子どもと職員が毎月清掃を行い、清潔で安全、安心の環境の中で子どもが居心地よく暮らせる事業所を目指している。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携し、一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理して、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p><コメント> 子どもの健康状態を嘱託医や栄養士、職員と話し合い、病気やケガ、心の悩み、対人関係等の問題を注意深く聴き取り、子どもの心身の健康管理に取り組んでいる。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント> 子どもの年齢や発達段階に応じて、NPO 法人に依頼して性に関する教育を要請し、性について子どもが正しい知識を得る機会を設けている。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント> 子どもが行動上の問題を起こした場合は、問題行動を起こす背景や原因を究明し、子どもが訴えたいことを受容し、子どもの心を傷つけず、他の子どもの安全対策に配慮している。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p><コメント> 事例検討会やCSP研修を行い、子どもの暴力、いじめ、差別等が生じないように、日頃から他者に対する接し方を子ども達と話し合い、発生した場合の対応も職員間で話し合っている。</p>		

A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント> 心理士を2名配置し、心理的ケアが必要な子どもには、心理支援が行える寄与室を整備し、カウンセリングを行い、心理的困難が解決できるように取り組んでいる。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p><コメント> 各学校と常に連携を取りながら、子どもの夢に向けた支援を行い、学習塾に通い、子どもが目標を立てて頑張れる環境整備に取り組んでいる。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント> 子どもの進路選択は、保護者、学校、児童相談所と連携し、子どもの不安解消の支援に取り組み、子どもの最善の利益を考慮し、納得のいく進路決定の支援を行っている。</p>		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント> 積極的に職場体験や実習の受け入れ、アルバイトを奨励し、体験を通して自立に向けた巣立ちに取り組み、社会の仕組みやルールを実感できる支援を行っている。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント> 家庭支援専門相談員を中心に、保護者や子どもとの関係を調整し、児童相談所と連携を図り、家族の意向を把握して、家族再構築を目指し、面会、外出、外泊の支援に取り組んでいる。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉕	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 児童相談所と常に連携して情報を共有し、親子面会が安心して出来る面会室を設けている。親子関係の再構築を目指し、面会、外出、外泊を重ね、児童相談所のケースワーカーと連携し、退去後の家庭訪問を行う等、事業所全体で取り組みを行っている。</p>		